

## 公募型樹木等伐採（採取）試行説明資料

独立行政法人水資源機構渡良瀬川ダム総合管理所は、南摩ダム事業地内における樹木の伐採（採取）する者を公募します。

応募する場合は、応募様式に加え下記事項の内容確認及び了承した上で応募して下さい。

1. 公募日 令和7年10月6日（月）

2. 概要

(1) 名称

公募型樹木等伐採（採取）試行に伴う公募

(2) 場所

栃木県鹿沼市上南摩町地内（南摩ダム事業地内）

（別紙資料－1（位置図）及び資料－2（作業範囲）参照）

(3) 伐採（採取）期間

令和7年11月14日（金）から令和8年3月19日（木）まで

(4) 概要

南摩ダム事業地内における樹木（一次林、二次林）を対象とし、伐採コスト縮減及び伐採木の有効活用の促進を図るため、独立行政法人水資源機構（「以下「機構」という。」）から認定を受けて樹木を伐採（採取）する者（以下「伐採者」という。）が伐採するという取り組みを試行するもので、樹木の伐採者を公募するものである。

3. 公募への参加資格

(1) 栃木県内に在住している者または、企業の所在地（本店）が栃木県内にある者。

(2) 以下の各号に該当しない者であること。

①会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ。）に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。以下同じ。）に基づく再生手続開始がなされ手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者

②公募期間において、機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下『指名停止措置要領』という。）」に基づき、利根川水系及び荒川水系関連区域内において指名停止を受けていないこと。

- ③警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事（物品等の調達含む）等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ④その他、渡良瀬川ダム総合管理所長が参加不相当と判断する者

#### 4. 担当窓口

〒376-0303 群馬県みどり市東町座間564-6

独立行政法人水資源機構 渡良瀬川ダム総合管理所 総務課

電話 0277-97-2131 F A X 0277-97-3300

電子メールアドレス：nyukei\_watarase@water.go.jp

#### 5. 応募方法

公募型樹木等伐採（採取）応募様式の提出

- (1) 提出物： 「応募様式」に必要事項を記載の上、提出すること。
- (2) 提出方法： 電子メール又はF A Xにより提出すること。
- (3) 提出期間： 令和7年10月7日（火）から令和7年11月7日（金）16:00まで。
- (4) 提出先： 4. 担当窓口と同じ。

#### 6. 選定の方法

##### (1) 伐採者の決定方法

応募書類をもとに、伐採（採取）に関する実績等から評価した者を伐採者として選定する。選定にあたっては、必要な情報収集あるいは、履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等を実施することがある。

なお、上記の評価した結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から当方の抽選により選定する。

##### (2) 選定結果の通知

選定の結果は、令和7年11月12日（水）に応募者にメールにより通知する。

当日までに、通知が届かない場合は、4. 担当窓口まで問い合わせをすること。

## 7. 伐採（採取）区域

- (1) 伐採（採取）区域は別紙資料－1、－2を参照
- (2) スギを主体とした一次林、二次林

## 8. 伐採（採取）の条件

- (1) 伐採（採取）区画内の樹木は全て伐採し、伐採木は全て持ち帰るものとし、これらに係る費用は全て伐採者の自己負担とする。
- (2) 細断された枝（直径10cm程度以下のもの）については、各伐採箇所に集積するものとする。
- (3) 伐採木は、自家消費・加工販売等を目的とし、廃棄は禁止とする。

## 9. 伐採（採取）に当たって実施すべき安全対策等（清掃、交通整理等）の内容

- (1) 作業場所は、工事車両等の通行があるため、伐採木等の搬出時、作業場所の入退場時においては、十分な安全確認（確保）を行うこと。
- (2) 作業において、県道上久我栃木線の泥汚れや樹木片の散乱等が発生した場合は、清掃を実施すること。
- (3) 作業においては、関係法令等を遵守すること。
- (4) 伐採範囲以外では作業を行わないこと。
- (5) 伐採時に発生する枝葉等については、作業現場内に放置しないこと。

## 10. 伐採（採取）を実施する工程

伐採作業から伐採木、枝葉等の搬出作業まで。

※ 渡良瀬川ダム総合管理所思川開発建設所と工程調整を図り実施するものとする。

## 11. 作業環境

- (1) 出入り口：別紙資料－1参照。（県道上久我栃木線）  
事業地内への進入するには、渡良瀬川ダム総合管理所思川開発建設所が支給する車両ステッカーが必要。
- (2) 作業場所：別紙資料－2参照

## 12. 自損事故を起こした場合又は渡良瀬川ダム総合管理所思川開発建設所若しくは第三者に損害を与えた場合の取り扱い及び渡良瀬川ダム総合管理所思川開発建設所の指示による中止の扱い

- (1) 渡良瀬川ダム総合管理所思川開発建設所が、伐採者の事故を未然に防止する

観点から平常時の巡視等において伐採（採取）の実施状況を把握する。その結果に基づいて、必要に応じて伐採者に適切な指導を行う場合がある。また、伐採者が伐採（採取）するにあたって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は刈草や伐採木等の搬出時に周辺に迷惑をかけることのないように指導する場合がある。

なお、伐採（採取）は、伐採者の責任において行うものであるため、伐採（採取）中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は伐採者の責任において行わなければならない。また、第三者や機構が管理する施設、現在施工している施設等（付替林道など道路を含む）に損害を与えた場合には、伐採者から速やかに通報を求め、適切に対応するよう指示する場合がある。

(2) 試験湛水の状況により、伐採者の作業の安全が確保できないと判断した場合は、作業の中止を指示する場合がある。

### 13. 採取料徴収

伐採した樹木の採取料の徴収は行わないものとする。

### 14. 完了報告

伐採者は、伐採（採取）が完了したときは、渡良瀬川ダム総合管理所思川開発建設所に報告を行うこと。

### 15. 履行確認

完了報告後、履行状況や伐採（採取）の条件遵守状況について確認を行い、必要がある場合は、伐採者に対して指導を行う場合がある。指導を行ってもなお、伐採（採取）の条件を守らない場合は伐採者の選定を取り消す場合がある。このような場合や伐採（採取）不履行と考えられる場合には、以降の公募において、伐採者の選定から除外する場合がある。

### 16. 無効

公募において示した参加資格のない者の申請書又は資料に虚偽の記載をした者の決定者としていた場合には決定を取り消す。

## 応募様式

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構  
渡良瀬川ダム総合管理所長 殿

<応募者>

氏名： 印  
住所：  
電話番号：  
メールアドレス：

令和7年10月6日公募された渡良瀬川ダム総合管理所思川開発建設所南摩ダム事業地内における樹木の伐採（採取）について応募します。

なお、公募型樹木等伐採（採取）試行説明資料について、内容確認及び了承していることを申し添えます。

- 伐採（採取）する樹木の種類： 樹木（一次林、二次林）
- 伐採（採取）した樹木の用途：  
製材原材料、チップの原材料、堆肥、その他（藪など）を記入して下さい
- 伐採（採取）に関する計画  
作業予定期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日  
（のうち 日間）を予定  
作業実施者：1日あたり 人で実施予定  
伐開・搬出方法：  
\_\_\_\_\_による伐開  
\_\_\_\_\_による搬出
- 過去の伐採（採取）の実績（有→下記に進む 無→無記入）  
過去の実績： 年 月 \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>（工事の準備作業など）  
年 月 \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

5. 安全対策等の実施の有無 ※ 実施する項目の□全てにレ点を記入願います。

- 交通ルールを守り、作業場所への入退常時は十分な安全確認を行う。
- 道路に泥汚れ等を発生させた場合は速やかに清掃するものとし、現場内は整理整頓に努める。
- 作業に当たっては関係法令等を遵守する。
- 建設工事を実施している事業地内での作業のため、安全ヘルメット、安全ベストは必ず着用する。

6. 参加資格の合致状況 ※ 該当する項目の□全てにレ点を記入願います。

個人で応募される方は記入願います。

- 栃木県内に在住している者  
※伐採者選定通知後、身分について確認できる資料（免許証、マイナンバーカードなどの写し）について提出をお願いします。

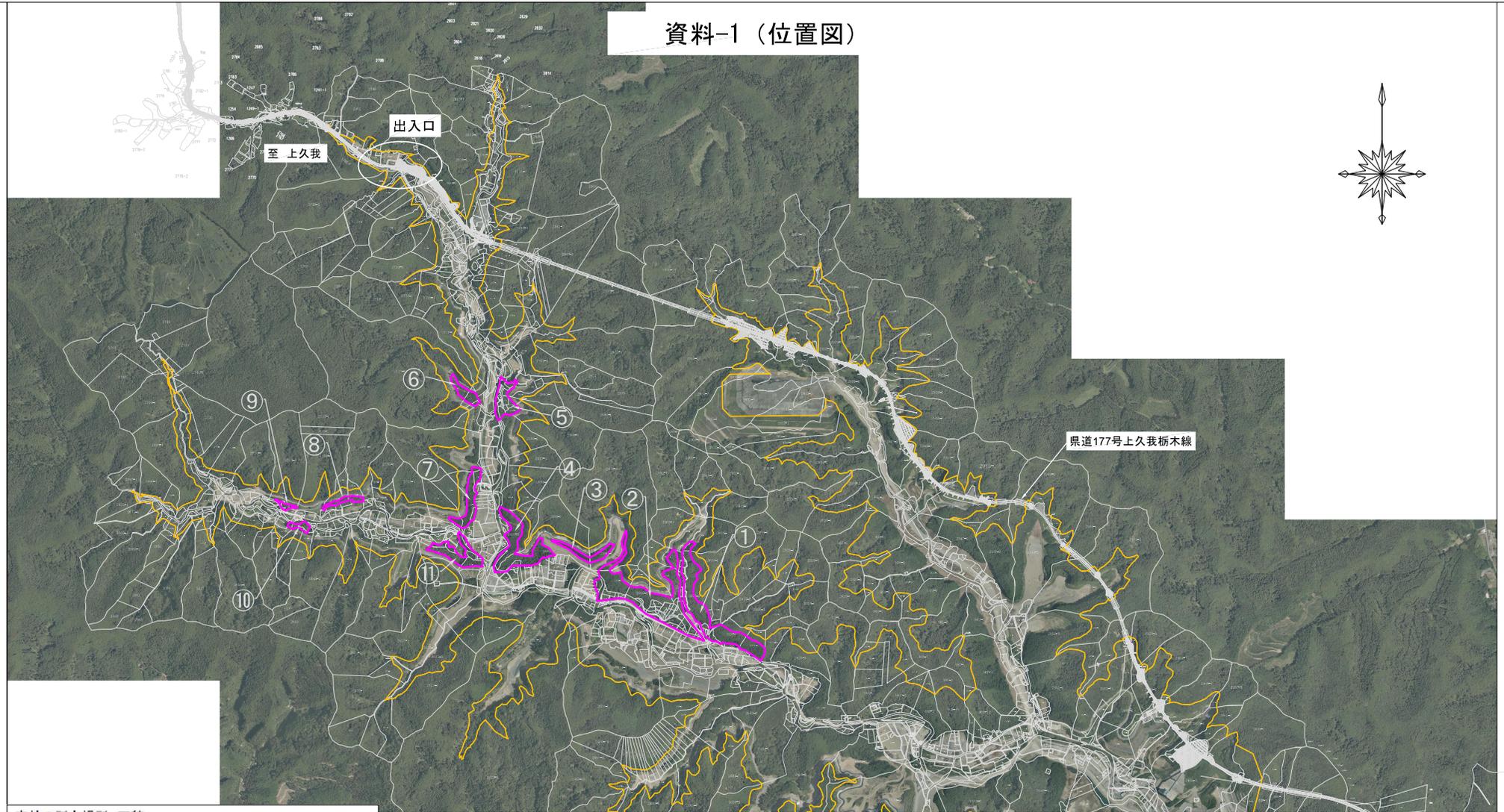
以下は、企業として応募される方は記入願います。

- 企業の所在地（本店）が栃木県内にある者。
- 会社更生法（平成14年法律第154号。）に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。）に基づく再生手続開始がなされ手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者ではない。
- 公募期間中において、機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下『指名停止措置要領』という。）」に基づき、利根川水系及び荒川水系関連区域内において指名停止を受けている者ではない。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして機構発注工事（物品等の調達含む）等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。  
※伐採者選定通知後、会社で登録されている許可証等の写し、作業実施者の身分について確認できる資料（免許証、マイナンバーカードなどの写し）について提出をお願いします。

7. 伐採（採取）者の責任 ※ 同意する場合□にレ点を記入願います。

- 伐採（採取）は、伐採（採取）者の責任において行うものであるため、伐採（採取）中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は伐採（採取）者の責任において行わなければならない。

# 資料-1 (位置図)



資料-2 (作業範囲)

